

【条例の定め】

福岡武道館条例第2条（利用の承認等）

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第3条から第6条まで及び第9条の規定は、福岡武道館の利用の承認等について準用する。この場合において、第3条中「福岡県教育委員会」とあるのは、「福岡県公安委員会」と読み替えるものとする。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第4条第3項

管理者は、次の各号の1に該当する者については、第1項の承認又は許可を与えないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 風紀をみだし、又はみだすおそれがあると認められる者
- (3) 伝染性疾患がある者
- (4) 予定された利用者の数をこえることとなる者
- (5) その他利用させることにより、当該公の施設の設置目的に照らして、管理運営上支障があると認められる者
- (6) 公益を害し、又は害するおそれがあると明白に認められる者

第1号中の「危険を及ぼすおそれのある者」とは、闘犬等の好戦的な動物、爆発物や科学薬品等の有害物質を持ち込むなどの行為を行い、他人に危険を及ぼすおそれのある者をいう。

第2号中の「風紀をみだすおそれがあると認められる者」とは、施設の利用に際して、過度に肌を露出する行為など公序良俗に反するような行為を行う者をいう。

第3号中の「伝染性疾患がある者」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症に感染している者をいう。

第5号中の「管理運営上支障があると認められる者」とは、福岡武道館の設置目的である柔道、剣道、弓道その他これらに類するスポーツの活動を行うものであって個人の収益を主な目的とした興業等を行う者等をいう。

